

留学生向け合同企業説明会 運営業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月17日

神戸市経済観光局経済政策課

この実施要領は、「留学生向け合同企業説明会 運営業務」公募型プロポーザルの応募に際して必要な事項を定めるものであり、本プロポーザルへの応募事業者（以下「応募事業者」という。）は、本実施要領を遵守しなければならない。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

留学生向け合同企業説明会運営業務

(2) 業務の内容

別紙1の仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から2026年10月30日まで

(4) 契約上限額

金7,890,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募資格

受託事業者は契約締結日において、次の各号に掲げる要件を満たしていかなければならない。

- (1) 神戸市指名停止基準(平成6年6月15日市長決定)による指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。
- (7) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (9) 共同企業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（8）を全て満たすこと。また、共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、本市に対して共同企業体参加届出書（様式3）を提出すること。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

3 スケジュール

(1) 実施要領の交付開始	2026年2月17日（火）
(2) 参加申込書及び質問書提出期限	2026年3月4日（水）午後5時まで
(3) 参加資格決定通知	2026年3月10日（火）予定
(4) 質問に対する回答	2026年3月10日（火）予定
(5) 企画提案書・見積書の提出期限	2026年3月18日（水）午後5時まで
(6) 提案審査会	2026年3月下旬予定
(7) 選定結果通知及び結果の公表	2026年3月中（予定）

(8) 契約締結・業務開始 2026年4月上旬（予定）

4 実施要領の配布

(1) 交付開始日 2026年2月17日（火）

(2) 配布方法

神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載 ※郵送による交付は行わない。

（ダウンロードできない場合は電子メールにて送付するため、本書末尾「11 担当部署（問い合わせ先）」まで連絡すること。）

(3) 配布資料

ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ) 業務仕様書（別紙1）

ウ) プロポーザル応募登録兼資格審査申請書（様式1）

エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除にかかる誓約書（様式2）

オ) 共同企業体結成届出書、共同企業体結成同意書（様式3,4）

カ) 質問書（様式5）

5 参加申込書及び質問書の提出

(1) 提出期限 2026年3月4日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先・提出方法

本書末尾「11 担当部署（問い合わせ先）」まで、郵送または電子メールにより提出すること。

電子メールに添付（PDF形式）して提出する場合、着信の確認を担当部署宛に電話で行うこと。

(3) 提出書類

ア) プロポーザル参加申込兼資格審査申請書

イ) 委任状（任意様式、代表者以外の者の名義で申請する場合のみ）

ウ) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有することを証明する書類（資格を有する者に限る）

エ) 会社概要・団体概要（任意様式）

オ) 登記事項に関する履歴事項全部証明書（提出日から起算して3か月以内に発行されたもの/写し可）

※ 上記ウ) がある場合は不要

カ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分、提出日から3か月以内に発行されたもの/写し可）

※1 上記ウ) がある場合は不要

※2 滞納がないことを納税証明書により証明すること。

キ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2号）

※1 上記ウ) の提出がある場合は不要

ク) 共同企業体結成届出書（様式3号）及び共同企業体結成同意書（様式4号）

※1 共同企業体を結成する場合のみ

※2 共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記のウ)～キ)を提出すること。

ケ) 質問書（様式5号）【任意提出】

(4) 参加資格決定通知 2026年3月10日(火)頃に電子メールにて通知する。

ア) 参加資格がないと通知された応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日等を除く)以内に、参加資格がないと認めた理由(以下「無資格理由」という。)について、書面で説明を求めることができる。

イ) 無資格理由について説明を求められた場合、原則として説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日(休日等を除く)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 質問書の回答方法

本業務に係る質問等に関しては、応募登録書を提出したすべての事業者に対して、2026年3月10日(火)までに電子メールにて回答を予定。質問した事業者名は公表しない。

但し、事実関係の確認など、回答することで他の応募事業者が不利にならない事項については、この限りでない。

6 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限 2026年3月18日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出先・提出方法

本書末尾「11 担当部署(問い合わせ先)」まで、郵送または持参により提出すること。

※企画提案書は、正本・副本の各原本を郵送または持参し、併せて電子メール等により電子データも提出すること。

※郵送の場合は、書留等の受取記録が残る方法で上記の提出期限までに必着すること。

※持参による受付時間:土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

① 企画提案書(正本1部、副本1部) ※電子データは正本・副本いずれも提出

ア) 様式

任意様式とするが、用紙のサイズは、A4サイズとし、提案内容を25ページ以内(表紙・目次を除く。添付資料を含む。)にまとめること。また、表紙を付けて、各ページの下部にページ番号を付すこと。正本には事業者(会社)名を記載し、副本には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

a) 企業(団体)の概要

b) 類似業務実績(参加企業数、集客数等の実績値も明記すること)

c) 業務の実施方針と別紙仕様書に基づく業務実施に係る提案内容

ウ) 使用言語 日本語とする。

エ) その他 企画提案書の提出は1応募事業者につき1提案とする。

② 見積書 1部

ア) 様式 様式は問わない。ただし、A4サイズ1ページとする。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

a) 見積年月日、見積書の有効期限(2026年4月1日以降の日付)、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先(担当者の氏名及び電話番号)を記入すること。

b) 業務ごとにかかる費用の額、及び総額、消費税及び地方消費税額、全ての業務にかかる費用の総額。なお、費用総額は、契約金額の上限までとする。

- c) 合同企業説明会の会場借り上げ費用については、神戸市が直接支払うので、見積金額には含めない。会場設営に要する費用については、見積金額に含めること。

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

「留学生向け合同企業説明会 運営業務」受託事業者提案審査会（以下「提案審査会」という。）において、提出された企画提案書等の内容を評価し、審査員の評価点数の合計が最も高い応募事業者を受託候補者として選定する。

提案審査会は2026年3月下旬（予定）に行う。また、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。プレゼンテーションを実施する場合、開催日時、開催場所、内容及び方法等の詳細は応募者に対して別途通知する。

※1 最高得点者が複数ある場合は、そのうち価格点を除いた点数が最も高い応募事業者を受託候補者として選定する。

※2 受託候補者として選定された応募事業者が契約を辞退した場合、または応募資格を喪失した場合は、提案審査会で順位付けられた上位のものから順に受託候補者を選定する。

(2) 評価項目と配点

評価項目と配点は以下のとおりとし、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

① 評価項目(別紙2参照)

評価項目	評価基準	配点
内容点	<u>企画内容</u> ・本事業の目的に即した内容 ・全体のプログラム構成、セミナーの企画内容、スケジュールの妥当性 ・運営方法（当日のブース配置及び会場導線等） ・留学生、教育機関、参加企業等への周知及び集客方法	250
	<u>実施体制</u> ・事前準備、各セミナーや合同企業説明会当日、参加企業への支援及び教育機関への訪問等の実施体制	100
	<u>事業実績</u> ・類似事業の開催実績（外国人を対象とした就職説明会等）	75
価格点※1	見積金額が低いことを評価する	25
地元企業点 ※2	市内事業者への発注促進 (市内の事業者であることを評価する)	50
合 計		500

※1 価格点（25点）

価格点は25点満点とし、評価の点数は下記の通りとする。

価格点=25×（1-（見積金額÷委託料上限額））【小数点第1位は四捨五入】

※2 地元企業点（50点）

地元企業点は50点満点とし、市内事業者への発注を促進するため市内の応募事業者に対して下記の通り評価を行う。

- a) 地元企業（応募事業者の本店所在地が神戸市内）の場合 50 点
- b) 準地元企業（応募事業者の本店所在地が市内にないが、支店等が市内にある）の場合 25 点

※ 共同企業体で応募する場合は、構成員となるすべての事業者の本店所在地にて判断をし、その平均点（小数点以下第 1 位は四捨五入）により評価する。

- ② 最低基準 合計点数が 300 点または評価項目における内容点の「企画内容」が 150 点を下回る応募事業者は、受託候補者として選定しない。応募者が 1 者であっても同様の扱いとする。

（3）選定結果の通知・公表

- ① 選定結果は、決定後速やかにすべての応募事業者に電子メールにて通知し、市ホームページにて受託候補者名を公表する。
- ② 応募事業者は、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日等を除く）以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、原則として説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日（休日等を除く）以内に、説明を求めた者に対し、書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- （1）企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- （2）見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約金額の上限額を超過しているとき。
- （3）見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- （4）代理人による応募登録の場合において、委任状を提出しないとき。
- （5）プロポーザル参加者及びその代理人が他のプロポーザル参加者の代理人となり、又は数人共同してプロポーザルに参加したとき。
- （6）プロポーザルの応募資格がないことが判明したとき。
- （7）見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

9 契約の締結

- （1）審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。なお、共同企業体として応募した者が受託候補者となつた場合には、共同企業体協定書を契約締結までに提出すること。
- （2）受託候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の応募事業者を受託候補者とする。
- （3）契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- （4）履行確認の検査終了後、委託料の支払を行う。ただし、中間払いが必要な場合は契約時に協議が可能である。

10 その他

- （1）当該プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- （2）提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。また、

本市は、提出された書類について、神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。

- (3) 本市は、提出書類を当該プロポーザルの実施以外の目的で、応募事業者に無断で使用しない。
- (4) 本市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (5) 提案書の著作権は当該プロポーザル応募事業者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該プロポーザル応募事業者が負うものとする。
- (6) 神戸市が本プロポーザルの実施に際して応募者に提供する資料は、本プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (7) 応募者は、本プロポーザルの参加に際して知り得た神戸市の情報（紙媒体の書類も含む）については、外部に漏らしてはならない。
- (8) 当該プロポーザル応募事業者は、受託候補者の選定後、この実施要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (9) 本件に係る神戸市及び兵庫県の 2026 年度一般会計予算が成立しない場合は、本プロポーザルに基づく契約を締結しないことがある。

11 担当部署（問い合わせ先）

神戸市経済観光局経済政策課

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階

電話連絡先 078-984-0333

電子メール koyo_kobe@city.kobe.lg.jp